相楽郡広域事務組合条例第２号

相楽消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、消費者安全法（平成２１年法律第５０号。以下「法」という。）第１０条の２第１項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

（名称及び住所等の公示）

第２条　代表理事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1)　消費生活センターの名称及び住所

(2)　法第８条第２項第１号及び第２号の事務を行う日及び時間

（消費生活センター長及び職員）

第３条　消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

（試験に合格した消費生活相談員の配置）

第４条　消費生活センターには、法第１０条の３第１項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成２６年法律第７１号）附則第３条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第５条　消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

（消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修）

第６条　消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第８条第２項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）
第７条　消費生活センターは、法第８条第２項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
この条例は、平成２８年４月１日から施行する。